

指定障害児通所支援事業所 (すぷらうとこども発達サポート)

重要事項説明書

当事業所では、指定障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問）を提供します。当サービスの利用は原則として障害児通所給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、児童福祉法に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1 サービスを提供する事業者	2
2 利用施設	2
3 サービスの目的・運営方針	2
4 サービスに係る施設・設備等の概要	3
5 職員の配置状況	3～4
6 サービス提供の内容	4～5
7 提供するサービスと利用料金、軽減負担	5～6
8 緊急時の対応	6
9 非常時の対応	6
10 利用者の記録や情報の管理、開示について	6～7
11 人権擁護および虐待防止の為の措置	7
12 要望・苦情などの受付について	7～8
13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	8
14 業務継続計画の作成	8
15 感染症の予防及びまん延の防止	8
16 安全計画の策定について	9
17 自動車を運行する際の確認	9
18 事業評価の公表について	9

社会福祉法人 せんねん村
すぷらうとこども発達サポート
当事業所は愛知県の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2353600337 号)

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 せんねん村
所在地	西尾市矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1
電話番号	0 5 6 3 - 6 5 - 6 8 8 0
代表者氏名	理事長 中澤 信
法人設立年月	平成 11 年 8 月 20 日
e - m a i l	sprout@sen-nen.or.jp
U R L (ホームページ)	http://www.sen-nen.or.jp/

2 利用施設

事業所の種類	指定障害児通所支援事業所 令和 4 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	すぷらうとこども発達サポート (愛知県指定 第 2353600337 号)
事業所の所在地	愛知県西尾市矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1
連絡先	電話番号 0 5 6 3 - 6 5 - 6 8 8 0 F A X 番号 0 5 6 3 - 6 5 - 6 8 8 8
管理者	杉浦 孝子
児童発達支援管理責任者	杉浦 孝子
事業所の開設年月	令和 4 年 4 月 1 日
定員	10 名

3 サービスの目的・運営方針

目 的	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とします。
運営方針	サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。また、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていきます。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物 (本体施設)	構造	木造 2 階建
	敷地面積	207.74 m ²
	延べ床面積	専用部 58.14 m ² 共用部 74.51 m ²

(2) 主な設備

施設設備の種類	面積		備考
指導訓練室	1 箇所	21.1 m ²	児童発達支援
指導訓練室	1 箇所	24.5 m ²	放課後等デイサービス
相談室	1 箇所	3.0 m ²	
洗面所	1 ヶ所		
トイレ	2 ヶ所		幼児トイレ 2 ・ 大人用 1

※ 当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただく事ができます。これらは、厚生労働省が定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所内の設備・器具は、本来の用途・使用方法に従ってご利用下さい。
また、日常生活に必要なない危険物や火気は持ち込まないで下さい。

5 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1	1			
児童発達支援管理責任者					
保育士・児童指導員	6	2		3	1
看護師	9	1		5	3
機能訓練担当職員	3		1	1	1
訪問支援員（兼務）	4		1		3

職員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。
当事業所では、指定障害児通所支援サービスを提供する者として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 各職種の勤務体系

管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）＊内、８時間
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）＊内、８時間
保育士・児童指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）＊内、８時間
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）＊内、８時間
機能訓練担当職員	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）＊内、８時間
非常勤職員	８：３０～１８：００内での勤務

（３）営業日・営業時間及びサービス提供時間

	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
営業日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日
営業時間	９：００～ １７：３０	９：００～ １７：３０	９：００～ １７：３０
サービス提供時間	９：３０～ １２：３０	(平日) 13:30～ 17:30 (学校終了後～16:00) (土・祝・学校休業日) 10:00～16:00	9:30～12:30 13:30～16:30

※年末年始 12月**30**日～1月3日までお休み

6 サービス提供の内容（契約書第4条参照）

（１）障害児通所給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況などを把握し、適切な相談、助言、援助などを行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや検温、投薬その他必要な管理、記録を行います。
訓練	生活能力、身体機能の維持向上の為の訓練を行います。 ・ 散歩、体操、ことばなどの身体機能訓練 ・ 食事、排泄、移動など生活における訓練 ・ 軽作業など社会参加を目指した訓練
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。 ・ 工作、絵画、音楽等生活に潤いをもたらす活動
社会生活支援	地域において社会生活を送る為の生活習慣の確立を目指した支援を行います。

（２）障害児通所給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	料金
おやつ活動費	創作活動に関わる材料おやつの費用など	実費

昼食	休日等希望される場合	実費
その他	レクリエーション、外出等を企画します。 日常生活、活動等において通常必要となるもののうち、負担して頂く事が適当と認められるもの。	実費

7 提供するサービスと利用料金、軽減負担（契約書第5条参照）

（1）障害児通所給付費対象サービス料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち、9割が給付対象となります。

事業者が障害児通所給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

（定率負担または利用者負担額といいます）

基本的なサービス利用料金（1日あたり：自己負担額、単位：円）と加算（単位）は別紙

（1）（2）にてご確認ください。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。通所受給者証や次の（2）でご確認ください。

（2）利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用に掛かる「定率負担（利用者負担額）」については世帯の所得（住民基本台帳上）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をするご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

なお、この所定料金は社会情勢、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、料金を変更する場合があります。その場合は事前に変更の内容ならびに変更する事由について変更を行う前までにご説明します。

(3) 障害児通所給付費対象外サービス料金

4 ページ “6, サービス提供の内容” の (2) の表を参照して下さい。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記5 ページ (1)、(2)、(3) の料金・費用については1 ヶ月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求書を発行し、26 日に引落しさせていただきます。1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

引落しされない場合は、窓口での現金支払または指定口座への振り込みをお願いします。
西尾信用金庫 本店 普通 1217935
社会福祉法人せんねん村 理事長 中澤 信
※振込手数料は利用者負担となります。

8 緊急時の対応 (契約書第 11 条参照)

利用者の病状急変などの緊急時には、速やかに家庭への連絡、もしくは医療機関への連絡等を行います。

9 非常時の対応 (契約書第 12 条参照)

(1) 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

また、事故状況及び処置について記録します。(事故報告書)

(2) 非常災害時の対策

平常時の訓練	消火・通報・避難訓練・・・年 2 回 総合訓練・・・・・・・・・・年 1 回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、非常食

10 人権擁護および虐待防止の為の措置

(1) 人権擁護及び虐待防止の為の措置

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を図るとともに、従業員に対して研修を実施します。

虐待防止に関する 相談窓口	窓口担当者	看護師 大須賀夏子
	解決責任者	管理者 杉浦 孝子

▪ 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市町村の窓口への通報が義務付けられています。 家庭児童支援課 56-3113

(2) 身体拘束（契約書第13条参照）

当事業所は、利用者の身体拘束を行いません。ただし利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない事があると予想される場合のみ家族の「身体拘束に関する同意書」に基づき行います。

(3) 個人情報保護（契約書第14条参照）

当事業所及び職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に漏らしません。

秘密を保持すべき旨を全ての職員との雇用契約の内容としています。

また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族に同意を得ます。（個人情報使用同意書）

事業所は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を漏らす事が無いよう、必要な措置を講じます。

11 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第15条参照）

事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の希望に応じてその内容を開示します。

また利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（個人情報使用同意書）に基づき情報提供をいたします。

本事業所における記録の項目などは次の通りです。

- 1, 個別支援計画、個別支援計画別表、保育所等訪問支援計画
- 2, サービス提供の具体的な内容（サービス提供記録）
- 3, 利用者の障がいの状態ならびに給付等の需給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- 4, やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- 5, 利用者からの苦情内容
- 6, 事故の状況および事故に際しての対応（事故報告書）
 - 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - 閲覧、複写ができる時間は、午前9時～午後5時までです。

12 要望・苦情などの受付について（契約書第16条参照）

（1）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者	看護師 : 大須賀夏子
	苦情解決責任者	管理者 : 杉浦 孝子
	法人管理者	木下 典子 TEL : 0563-65-5553
	受付時間	施設稼働日の9:00~17:00
	※ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出下さい。	
西尾市役所 福祉課	所在地	西尾市寄住町下田22
	電話番号	0563-56-2111（代表）
愛知県 社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地	名古屋市東区白壁一丁目50番地
	電話番号	052-212-5515
	受付時間	9:00~17:00 （日・祝祭日、年末年始を除く）

（2）オンブズマン

NPO法人愛知 福祉オンブズマン	所在地	名古屋市中区丸の内3-5-35 弁護士ビル1004号 水谷・可児法律事務所内
	電話番号	052-963-0338

13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく事があります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の出来ない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

14 業務継続計画の作成

当事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

15 感染症の予防及びまん延の防止

当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないような措置を講じます。

16 安全計画の策定について

当事業所は障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での安全に関する指導、従業者の研修及、訓練及び安全計画を策定し、必要な措置を講じます。

17 自動車を運行する際の確認

当事業者は障害児の移動、活動、取組のために自動車を運行する時は、障害児の乗車及び降車の際に点呼を確実にします。

18 事業評価の公表について

事業所評価については利用者又は家族からの評価、事業所の自己評価、提供するサービスの第三者評価を受けた場合、共に年度末にホームページにて公表します。(第三者評価については実施していません)

令和 年 月 日

指定障害児通所支援サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名 : 社会福祉法人せんねん村
事業所名 : すぷらうとこども発達サポート
説明氏名 : 管理者 杉浦 孝子

私は、本書面に基づいて事業者から、指定障害児通所支援サービスの提供及び利用の開始について重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

氏 名 :

<保護者>

住 所 :

氏 名 :

続 柄 :